

# 変更届出の取り扱いについて

---

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



# 次第

---

1. 基本報酬及び加算に係る介護給付費等算定に係る届出書の提出(令和4年4月1日より算定する場合)

2. 前年度実績に基づき決定される主な報酬区分及び加算

3. 事前協議が必要となる変更届出

4. 従業員の員数変更に係る変更届出書



# 1. 基本報酬及び加算に係る介護給付費等算定に係る届出書の提出 (令和4年4月1日より算定する場合)

---



# 1. 基本報酬及び加算に係る介護給付費等算定に係る届出書の提出(令和4年4月1日より算定する場合)

---

## ○対象となる加算

- (1) 前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算
- (2) (1)以外の加算

## ○提出書類(各3部)

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③基本報酬の算定区分に関する届出書及び添付書類
- ④各加算に係る届出書及び添付書類
- ⑤工賃向上計画(就労継続支援B型に限る)

令和3年度に作成した計画に変更がある場合のみ提出が必要



# 1. 基本報酬及び加算に係る介護給付費等算定に係る届出書の提出(令和4年4月1日より算定する場合)

---

## ○提出期限

(1)の場合 令和4年4月15日(金)

(2)の場合 令和4年3月15日(火)

## ○提出場所

事業所等を所管する振興局健康福祉部

※1部は受付後返却します



# 1. 基本報酬及び加算に係る介護給付費等算定に係る届出書の提出(令和4年4月1日より算定する場合)

---

## ○留意事項 ※(1)の場合

- ①提出期限までに提出のない場合は、令和4年4月1日に遡っての算定(単位数の増)は不可。
- ②上記の加算等(前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算)を算定している事業所等が、前年度に引き続き加算算定要件の確認を行った結果、加算区分に変更がない場合であっても上記提出書類を提出すること。
- ③前年度実績に基づく加算算定の検討にあたっては、前年度の平均利用者数と整合すること。
- ④前年度の実績により加算が算定できなくなり、報酬区分が変更となる場合は、速やかに上記提出書類を提出すること。



## 2. 前年度実績に基づき決定される主な報酬区分及び加算

---



## 2. 前年度実績に基づき算定される主な報酬区分及び加算(者)

加算名	サービス	訪問系	療養 介護	生活 介護	施設 入所	自立 訓練	宿泊型自 立訓練	就労 移行	就労A	就労B	就労 定着	共同生 活援助	地域 移行
基本報酬								●	●	●	●	●	●
移行準備支援体制								●					
視覚・聴覚言語障害支援体制				●	●	●	●	●	●	●		●	
重度者支援体制									●	●			
就労移行支援体制				●		●			●	●			
就労定着実績体制											●		
人員配置体制			●	●									
地域移行支援体制強化							●						
通勤者生活支援							●					●	
特定事業所		●											
目標工賃達成指導員										●			
夜勤職員配置体制					●								
夜間支援等体制							●					●	



## 2. 前年度実績に基づき算定される主な報酬区分及び加算(児童)

	児童発達支援	放課後等デイサービス	福祉型障害児入所施設
未就学児等支援区分	●		
看護職員加配加算 (重度)	●	●	
看護職員配置			●

※医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型障害児入所施設については前年度実績に基づき算定される報酬区分及び加算はない。



### 3. 事前協議が必要となる変更届出

---



## 3. 事前協議が必要となる変更届出

### ○定員(増加)または既に指定を受けている単位数を新たに追加する場合

管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議を行った上で、変更予定日の前月5日までに届け出てください。(基本報酬区分を変更するため、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も併せて提出してください。)

### ○事業所の所在地(移転)または設備概要・建物の構造を変更する場合

管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議し、現地確認を受けた上で、変更のあった日から10日以内に変更届を提出してください。

※事前協議時と完成後の状況が全く異なる場合、基準等を満たさなかった場合及び変更日までに内装等完成していない場合などについては、当該所在地でのサービス提供及び変更は認められません。

※指定生活介護、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型については、「指定変更申請」による手続きを行ってください。)



## 4. 従業員の数変更に関する変更届出書

---



※変更届出が必要な事項については指定  
障害福祉サービス事業等指定申請の手引  
(令和4年2月改正)を参照

## 4. 従業員の員数変更に係る変更届出書

### ○対象となる従業員の変更

管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員及び加算算定要件に必要な人員を**除く従業員の員数の変更**

※通常、変更があった際には変更があった日から10日以内に届出が必要ですが、上記の変更については**年に1度基準日の末日までに提出することで足りることとします**。(管理者等が変更の場合はその都度、変更届出が必要。)

※当該年度と前年度の比較基準日において従業員が変更している場合に変更届出を提出

### ○比較基準日・提出期限

(1) 訪問系以外のサービス事業所: 当該年度4月1日と前年度の4月1日

提出期限: 令和4年4月28日(木)

(2) 訪問系サービス事業所: 当該年度6月1日と前年度6月1日

提出期限: 令和4年6月30日(木)



「変更届出の取り扱いについて」は以上となります。

---

